

公安委員会定例会議の概要

開催月日：令和5年6月22日（木）

出席者

○公安委員会

板井委員長、岩本委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校長、警務部総括参事官、総務課長、監察課長、生活安全企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長、交通企画課長、外事課長、生活安全企画課課長補佐、交通企画課課長補佐、交通規制課次席、運転免許課聴聞官、公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協議事項

- 公安委員会に対する苦情の申出について
公安委員会宛に送付された苦情の申出について、その内容を確認の上、受理するとともに、警察本部に調査を指示した。
- 公安委員会に対する苦情の申出に関する調査結果について
警察本部から、公安委員会宛に送付された苦情の申出について、当該調査結果の説明がなされ、協議の結果、申出人に対する回答を決定した。
- 飲食店営業の営業停止処分に係る聴聞結果及び処分執行について
警察本部から、「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」第34条第2項に基づき、飲食店営業の停止処分に関し、事案の概要、聴聞結果、処分内容等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり飲食店営業の全部停止を決定した。
- 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る「講習手数料」（案）及び「処分基準」（案）の県民意見募集結果について
警察本部から、特定小型原動機付自転車運転者講習に係る「講習手数料」及び「処分基準」に関し、ともに県民からの意見がなかったことから、「講習手数料」は原案のとおり議会に上程し、「処分基準」は原案のとおり定めることについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり講習手数料及び処分基準を決定した。
- 特定小型原動機付自転車運転者講習等に係る公安委員会事務の決裁権者について
警察本部から、特定小型原動機付自転車運転者講習等の決裁事項に関し、警察本部長以下の決裁権者にするについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり決裁権者を決定した。
- 交通規制の改正について
警察本部から、道路交通法の一部を改正する法律が令和5年7月1日に施行されることに伴い、現行の「原動機付自転車」の定義が「一般原動機付自転車」、「特定小型原動機付自転車」、「特例特定小型原動機付自転車」に細分化されることから、交通規制を改正することについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり改正を決定した。

○ **運転免許の行政処分について**

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等について、各事案概要、処分内容及び被処分者の意見・弁明等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を決定した。

○ **公安委員会の権限に属する事務の専決及び大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正について**

警察本部から、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ、我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正に伴い、現在、公安委員会の直接決裁としている一部事務を警察本部専決にするとともに、大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正することについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり一部改正を決定した。

報 告 事 項

○ **令和5年度九州管区内警察柔道・剣道大会への出場について**

警察本部から、令和5年度九州管区内警察柔道・剣道大会に関し、大会日時・場所、試合の種別及び方法、団体戦チーム編成及び女子個人戦出場者について、報告がなされた。

○ **警察職員の職務執行に対する苦情の受理・処理結果について（令和5年5月）**

警察本部から、令和5年5月末における警察職員の職務執行に対する苦情件数、苦情の職務内容別、処理結果について、報告がなされた。

○ **監察事項について**

警察本部から、警察職員の規律違反について、報告がなされた。

○ **運転技能検査の運用状況について**

警察本部から、一定の交通違反歴を有する高齢運転者が運転免許更新時に受検を義務づけられている運転技能検査に関し、検査の概要及び運用状況について、報告がなされた。

○ **初任科生に対する実務研修の実施について**

警察本部から、令和5年4月1日採用の初任科生（短期課程）に対して、採用時教養の一環として、警察署における実務研修を実施することについて、報告がなされた。